

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、企業価値の増大を図りつつ、株主をはじめ企業を取り巻く顧客・取引先・従業員等の利害関係者の信頼を得るために、経営の効率性・透明性・健全性を確保できる最適な経営体制を確立することを基本方針としております。

※ なお、本報告書はすべて2018年6月の改訂前のコードに基づいて記載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成(全株主に対する外国法人等の人数比率は1%未満)等を勘案したうえで、現時点においては議決権の電子行使の採用及び英文による招集通知の作成を行っておりません。今後、必要に応じての検討課題と致します。

【補充原則2-5-1】

当社は、公益通報者保護法に基づき、通報者等が不利益を受けない体制を構築しております。また窓口寄せられた通報については、すべて監査等委員会に報告される仕組みとなっております。経営陣から独立した窓口を設置することについては今後の検討課題と致します。

【補充原則4-1-2】

中期経営計画については、毎期の目標達成に邁進することが株主の皆様の期待に応える最大の結果を生み出すという観点から、策定・開示はしていません。近年は大規模なM&Aの実施等により各期において計画値と最終値の大幅な乖離が生じることも多いため、業績への影響が予想されるトピック等の各種情報を当社ホームページ等で適宜開示しております。

成長戦略の指標としての具体的な中期経営計画の策定や適切に開示するための方策・時期については今後の課題であると考えております。

【補充原則4-11-3】

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会(4名中3名は独立社外取締役)は取締役会に対する監査・監督機能を有しております。また監査等委員である取締役は取締役会に出席するため、取締役会全体の実効性が高まり、かつ社内における客観的な評価体制とその精度も従来以上に強化されました。

なお、実効性についての分析・評価におけるより適切な方法、及びその結果の概要に係る開示については、今後の検討課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社では「関係会社株式でなく、かつ純投資目的以外の目的で保有する株式」を政策保有株式と位置づけており、顧客や取引先等の「株式を保有することにより取引の維持・拡大等が期待される銘柄」については総合的な検討を踏まえ保有する方針としております。前述の方針を踏まえて、資産の有効活用を推進すべく、営業取引の維持・拡大が将来的に見込めない保有株式の売却を進めております。

政策保有株式の議決権については、株主総会招集通知に記載された議案とその内容について、必要に応じて当該企業の経営方針や経営戦略、経営計画また社会情勢等を参照のうえ検討を行い、適切に行役することを基本としております。

なお、当社では、一定額以上の株式の取得については取締役会決議事項と定めております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引については取締役会の決議事項と定めております。

また、当社取締役と当社グループ会社との営業取引関係等については、関連法令に従い有価証券報告書に記載しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営方針、経営指標については取締役会にて決議し、有価証券報告書にて開示しております。また、決算説明会にて経営戦略等を発表しており、説明資料は当社ホームページにて公開しております。

(2) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方をコーポレート・ガバナンスに関する報告書及び当社ホームページにて開示しております。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針をコーポレート・ガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

(4) 取締役会は、当社経営管理の意思決定機関として、法定事項を協議・決定するとともに、経営の基本方針及び業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役の職務の執行について報告を受け監督することを職務としており、これを満たす知識・経験・能力が確保できる人員体制を維持すべく、取締役候補者の選任を行っております。

(5) 取締役会は、当社における現場の実態に精通しているか、またはそれに代替する程度の深い業界知識・経験を有しているかを個々の取締役候補者について判断のうえ選任しております。取締役候補者を選任した際は、その選任の理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、関連法令に従い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を、定款に定め開示しております。

なお、当社は、担当役員制を導入しており、その内容については東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスや当社ホームページにて開示し

ております。また職務権限規程を定め、取締役が執行できる職務の範囲を明確にしております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、監査等委員である取締役として3名の独立社外取締役を選任しており、有価証券報告書や株主総会招集通知等にて選任の理由を開示しております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役の選任において、特に企業経営に係る幅広い知識と豊富な経験及び知見等を有していることを重視しております。
また、東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準の規定を遵守し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものを独立社外取締役に選任しております。

[補充原則4-11-1]

取締役会は、その求められる職務を満たす知識・経験・能力が確保できる人員体制を維持すべく取締役候補者の選定を行っております。多様性については、監査等委員である取締役4名のうち3名が独立社外取締役であり、独立かつ客観的な立場からの意見を得る体制が確保されております。

員数については定款により、監査等委員以外の取締役は14名以内、監査等委員である取締役は4名以内としております。

[補充原則4-11-2]

監査等委員であるものを除く取締役は全員が業務執行取締役であり、他の上場企業の社外取締役を兼務しておらず、当社取締役としての業務に専念できる体制となっております。また監査等委員である取締役4名のうち3名は独立社外取締役であり、各々が他社の代表取締役等を務めておりますが、当社の社外取締役として十分な時間と労力が確保できるものと判断しております。

なお、当社の取締役について、他社役員等との重要な兼務の状況は有価証券報告書や株主総会招集通知等にて開示しております。

[補充原則4-14-2]

当社の全取締役が出席する研修会について、1. 役員研修会を年1回、2. コンプライアンス委員会が主催するコンプライアンス推進責任者研修会を年1回、3. 幹部研修会を年1回、それぞれ実施するプログラムを設けております。

また、法改正や取締役として有しておくべき知識・知見等に関する資料を適宜配布しております。

なお、新任取締役をはじめ各取締役は必要に応じて社内開催の各研修会や社外研修会、セミナー等に積極的に参加することが推奨されております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

決算説明会を年2回開催するとともに、主要株主や投資家の皆様等に対しては積極的に個別訪問のうえ当社株式や経営プラン、決算等に係る説明を行い、様々なご意見やご質問を頂いております。また訪問結果を四半期ごとに経営陣にフィードバックし、把握できた意見や懸念についての情報共有を図っております。

社内の体制については、IR担当役員がIR活動に関連する情報を取りまとめ、日常的に関連部署間の連携を図っております。IR担当部門である財務部では投資家の皆様からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付け、また決算説明会においては社長またはIR担当役員が説明を行っております。

なお、投資家の皆様との対話の際は、当社の持続的成長や中長期における企業価値向上に関わる事項を対話の中心的なテーマとし、またIR担当者が対話の場に同席することで当社から発信する情報の一元管理を行い、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本サービスマスター有限会社	11,652,162	33.89
福田 慎太郎	2,064,502	6.00
福田 武	1,216,808	3.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,071,900	3.12
日本管財社員持株会	752,102	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	715,900	2.08
福田 紀子	682,650	1.99
明治安田生命保険相互会社	556,200	1.62
三菱UFJ信託銀行株式会社	474,368	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	391,100	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成30年3月31日現在の状況であり、氏名又は名称、割合(%)ともに自己株式(6,796,762株)を除いて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山下 義郎	他の会社の出身者											
小菅 康太	他の会社の出身者											
乾 新悟	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

山下 義郎	○	○	----	株式会社カシワテックの代表取締役社長及び株式会社シーメイトの取締役会長であり、これまでの経歴において企業の経営に携わり経営に関する豊富な実績と知見を有していることから社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけてと考えております。当社と同氏及び株式会社カシワテック並びに株式会社シーメイトの間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。 また、当社の主要株主、主要な取引先の業務執行者等ではなく、独立性には特段問題ないと考えております。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考え、独立役員として選任しております。
小菅 康太	○	○	----	株式会社コスガの家具の代表取締役社長であり、これまでの経歴において企業の経営に携わり経営に関する豊富な実績と知見を有していることから社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけてと考えております。当社と同氏及び株式会社コスガの家具の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。 また、当社の主要株主、主要な取引先の業務執行者等ではなく、独立性には特段問題ないと考えております。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考え、独立役員として選任しております。
乾 新悟	○	○	----	乾汽船株式会社の顧問であり、これまでの経歴において企業の経営に携わり経営に関する豊富な実績と知見を有していることから社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけてと考えております。当社と同氏及び乾汽船株式会社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。 また、当社の主要株主、主要な取引先の業務執行者等ではなく、独立性には特段問題ないと考えております。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考え、独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会はその職務を補助させるため、監査等委員会事務局所属の職員に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

各部門に対して各種規程の遵守状況、業務執行の適法性及び効率性を監査するため、内部監査室を設置し5名を配置しております。内部監査室では、社長及び監査等委員会の承認を得た年度計画に基づき、子会社を含む各部門に対する監査を実施し、監査結果は被監査部門長に講評の上、社長及び監査等委員会に報告しております。監査において改善すべき事項が検出された場合には、被監査部門より業務改善回答書を提出さ

せ、当該部門の業務改善計画と実行状況をフォローアップしております。

監査等委員会は原則として毎月1回開催し、状況により業務執行取締役等に対し、出席及び業務執行状況の説明を求め、監査業務の精度向上を図っております。また、監査計画の策定や監査現場への立会い及び監査実施状況報告等の局面で、会計監査人、監査等委員会、内部監査室が適宜連携し、情報・意見交換等を適切に行う体制を構築しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす監査等委員である社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

一般的な業績評価に基づき、株主総会で承認を得た役員報酬額の範囲内で支給しております。

なお、取締役の報酬の算定については、会社の業績や経営内容、経済情勢等のほか、会社に対する取締役個々の貢献度等も加味した上で総合的に考慮し、決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成30年3月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の額は以下のとおりであります。

取締役(監査等委員を除く)	464,215千円
取締役(監査等委員)	29,874千円
(うち社外取締役)	14,236千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬額及び監査等委員である取締役の報酬額は、平成29年6月16日開催の第52期定時株主総会により、年額800,000千円以内と年額50,000千円以内にそれぞれ決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

更新

監査等委員会事務局が監査等委員である取締役と関係部署との連絡調整を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に役付取締役によって構成され毎月1回開催する「常務会」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行っております。

また、投資案件の収益性、事業戦略性、運営上のリスクを事前に検討し、事後のモニタリングを実施するために取締役会の諮問機関として「投資委員会」を設け、投資案件に関するリスク管理体制を強化しております。

業務の運営については、年度ごとに経営計画を策定し、これを各部門の業務目標に落とし込み、月次で「経営会議」にて業績管理を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。現在、3名の社外取締役が監査等委員会と取締役会の構成員を兼ねております。これにより人的効率化が図られ、併せて取締役会に対する適切な監督機能や経営の透明性等も確保されております。

さらに執行役員制度と取締役及び執行役員による担当役員制を導入し、執行責任の明確化と意思決定の迅速化が図られております。これらのコーポレート・ガバナンス体制が、当社において基本方針を実現するための最適な体制であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2週間前発送を繰り上げて発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
その他	招集通知を招集通知発送の前日までに当社ホームページに掲載しております。 また、株主総会において報告事項のビジュアル、ナレーション化を行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回（第2四半期及び期末）開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページでは以下の情報を投資家向けに掲載しております。 ・IRトピックス ・決算短信 ・決算説明会資料 ・有価証券報告書 ・株主総会資料	
IRに関する部署（担当者）の設置	・IR担当部署名：財務部 ・IR担当役員：原田康弘 ・IR事務連絡責任者：柚木 薫	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループの規範である「日本管財グループ企業倫理行動指針」を制定し、ステークホルダーに対する考え方、判断基準として規定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社グループは、コンプライアンス体制の基礎として、「グループ企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス基本規程」を定めております。
当社は、管理統轄本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その事務局を総務・労務部に置き、当社のコンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとします。
また、子会社は個別にコンプライアンス体制を整備・維持し、当社はその助言・指導を行います。
 - b. 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社又は子会社における重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会又は子会社の監査役に報告するものとします。
 - c. 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社グループ社内通報システムを整備し、「社内通報規程」に基づきその運用を行うこととします。
 - d. 当社の内部監査室は、当社及び子会社に対し、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況及び業務の効率性等について監査し、その結果を社長に報告しております。
 - e. 当社の監査等委員会は当社グループのコンプライアンス体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存及び管理を行います。
また、情報の管理については、「情報システム管理規程」「個人情報保護基本規程」に基づき適切に対応します。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社は、「コンプライアンス委員会」内に、子会社はその管理担当部門に、それぞれ自社のリスク管理全体を統括する組織を設け、自社の業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとします。また、当社は子会社のリスク管理体制について、指導・助言を行います。
 - b. 当社グループを対象とする「危機管理規程」を定め、当社及び子会社において重大な不測の事態が発生した場合には、必要に応じ、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。
 - c. 当社グループの重要な投資案件の収益性、事業戦略性、運営上のリスクを事前に検討し、また、事後のモニタリングを実施するための取締役会の諮問機関として「投資委員会」を設け、当社グループの投資案件に関するリスク管理体制を強化します。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」及び「取締役会付議基準」による重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行います。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に役付取締役によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとします。
 - b. 業務の運営については、年度毎に当社グループ全体の経営計画を策定し、これを当社及び子会社各部門の業務目標に落とし込み、月次で経営会議にて業績管理を行います。
 - c. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め運用します。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - a. グループ会社における業務の適正を確保するため「グループ企業倫理行動指針」をグループ会社全てに適用します。
当社は、担当役員及び担当部署を置き、「関係会社管理規程」に従い、グループ経営会議での報告により当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとします。
取締役は、グループ会社において、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には直ちに、監査等委員会に報告するものとします。
 - b. 子会社の取締役及び使用人は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室又はコンプライアンス委員会に報告するものとします。内部監査室又はコンプライアンス委員会は直ちに監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとします。監査等委員会は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
監査等委員会はその職務を補助させるため、監査等委員会事務局所属の職員に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとします。
- (7) 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には当該事実を、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けたものは当該事実を、それぞれ監査等委員会に都度報告するものとします。前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社又は子会社の取締役、使用人等に対して当社又は子会社の事業、業務又は財産に関する事項の報告を求めることができます。
 - b. 当社グループを対象とする社内通報により、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題が生じたときは、監査等委員会へ報告するものとします。
 - c. 当社及び子会社の取締役、使用人等は、監査等委員会の求めに応じて事業の報告を行うとともに、当社グループの業務及び財産の状況の調査に協力します。
- (8) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
当社及び子会社は、監査等委員会へ報告を行なった当社又は子会社の取締役、使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止します。

- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針
監査等委員の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じます。

2. 内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムは、「組織規程」や「職務分掌規程」をはじめとする各種規程類により職務分掌や決裁権限を明らかにするとともに、管理統轄本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進しております。なお、法令違反やコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告することとしております。
また、法令違反やコンプライアンスに関する社内報告体制として「社内通報システム」を整備しております。
これらの内部統制システムの遵守状況は、内部監査室が行う内部監査及び内部統制室により確認されております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断絶し、毅然とした態度でこれを排除します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 「グループ企業倫理行動指針」や各種取引契約書へ反社会的勢力排除項目を追記してまいります。

- (2) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、反社会的勢力への対応を統括する部署を総務・労務部とし、不当要求防止責任者を設置しております。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、直に対応統括部署へ報告・相談する体制を整備してまいります。

- (3) 外部専門機関との連携状況

当社は、警察が主催する連絡会等に参加し、平素より顧問弁護士等の外部の専門機関と連携を深め、業界、地域社会と協力し、反社会的勢力への対応に関する指導をいただいております。

- (4) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、反社会的勢力の情報を総務・労務部にて一元管理し、取引先等の反社会的勢力排除に努め、当該情報を社内での注意喚起等に活用します。

